

カイヤホウカイヤニカンズルブンケンカヤダイ 「カブシキガイヤノケヤサンコウカヤ」(ジョウ)

九州大学産業法研究会

蓮井, 良憲

梶山, 純

<https://doi.org/10.15017/1763>

出版情報 : 法政研究. 45 (2), pp.179-189, 1979-02-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



会社法改正に関する文献解題

「株式会社」の計算・公開」(上)

九州大学産業法研究会

一 いわゆる継続性の原則について

継続性の原則が商法において認められるか否かについてはつぎのような三つの学説がある。(i)すでに昭和四九年の商法改正において、同法三二条二項に「商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正なる会計慣行を斟酌すべし」との明文の規定が設けられるにいたった。そこで、この公正なる会計慣行の中にいわゆる継続性の原則も当然に含まれるとする学説である。すなわち、この公正なる会計慣行は具体的には企業会計原則を意味し、その企業会計原則の中には継続性の原則が明定されているから、したがって、現行商法においてもこの継続性の原則が認められるとする。(ii)第二に、形式的意義での継続性の原則と実質的意義での継続性の原則を分ち、前者は商法上認められているが、後者は商法上認められていないとする学説がある。形式的意義での継続性の原則は期間損益計算比較の必要性から当然認められるとして、その論拠に企業会計原則一般原則注解3、財務諸表規則五条を挙げる。これに対し、企業が採用する会計処理の方法ないし規準を変更しないとすする実質的意

義での継続性の原則は商法上認められていないとする。(iii)第三に、いわゆる継続性の原則はこれについての明文の規定がなく、これを否定すべきであるとする否定説がある。その理由としては、会計実務上、会計処理の方法ないしその規準に多様のもものが認められており、したがって、会計学上多様のもものが認められている以上、公正なる会計慣行の中に含まれていないと考えるのが正当であるとする。

この継続性の原則をめぐる学説の対立が今回の意見照会の原因になっていると思われるが、この継続性の原則の有無をめぐっては昭和四九年の商法改正前より、商法学者間および会計学者間において争われてきた。それは主として、実質的意義での継続性の原則に関するものであって、形式的意義での継続性の原則についてはこれを認めるのが大勢であった。計算書類は期間損益計算の比較が可能でなければならず、計算書類の表示項目の変更などがこの比較の可能性を失なわせるために、形式面の継続性は当然担保されなければならないからであり、いわゆる会計原則の明瞭性の原則の一側面としてこの形式的意義での継続性の原則は存在しなければならないとする。商法学者の多くは形式的意義でのこの継続性の原則を認めている。この立場は昭和四九年の商法改正前からの学説上定説といつてよく、たとえば、矢澤惇「改正商法による企業会計の規正」(ジュリスツ二八〇号(昭和四四年)八頁は、経理内容の報告の面において継続性の原則は認められると主張する。他方、当時において

は実質的意義での継続性の原則についてはこれを否定されており、(ii)の説の立場がとられていたが、昭和四九年の商法改正によって同法三二条二項に「公正なる会計慣行を斟酌すべし」とする包括規定が設けられたので、この実質的意義の継続性の原則も商法上認められるにいたったとの見解に改められている(矢澤惇「企業会計諸規則の調整に関する問題」商事法律七六四号(昭和五二年)六頁)。同じく(ii)の学説の立場に立つものとして、西山忠範・注釈会社法(六)八五頁(昭和四五年)がある。これは昭和九年の商法改正前のものであるが、「商法上の繰延資産および引当金は計上すること自体が任意性をもち、格別の理由なしに営業年度によって、計上したり、しなかったりしても、ただちに違法であるときめつけることはできない」としている。ただし、西山教授は立法論として、実質的意義での継続性の原則を明規することが妥当であると主張されている。吉永栄助・注釈会社法(六)四八三頁もほぼ同じ立場を採るものといえよう。すなわち、吉永教授は形式的意義での継続性の原則を認め、これに違反するときは取締役の責任解除は(商二八四条)認められないとする一方、他方では実質的意義での継続性の原則についても昭和四九年の改正前においても認められているが、その原則の変更は取締役の裁量権の範囲に属し、その変更の結果について取締役の経営責任(商二五七条参照)を問うことができるが法的責任はないとされる。

これら(ii)の学説の立場を採るものに対し、昭和四九年の商法

改正前においても、形式的意義での継続性の原則のみならず、実質的意義での継続性の原則をも存在するとの商法学説が存在していた。たとえば、大隅健一郎・商法総則(昭和三二年)二四四頁がそれで、貸借対照表の科目の名称・分類・配列などの継続と評価規準の継続との双方に認められると主張されている。同じく、田中誠二・商法総則詳論(昭和四七年)三三七頁も、各項目の内容および評価規準を各年度にわたり可及的に同一にさせ、営業成績をできるだけ明らかにさせることを要するとしてこの継続性の原則を認められる。これらの学説と同じ見解をとるものとして、西原寛一ほか「改正商法の疑問点の解明(一)」商事法律二五九号五頁(昭和三七年)での西原発言がある(ちなみに、同座談会上田明信氏および山下勝治教授は実質的継続性の原則について否定的立場を採られている)。また、久保欣哉「いわゆる継続性の原則について」法律のひろば一七卷三号(昭和三九年)一八頁、同「再び継続性の原則について」青山学院創立九十周年記念法論文集(昭和四四年)九五頁は、形式的貸借対照表継続性の原則と実質的貸借対照表継続性の原則とに分けそのいずれもが商法上認められると主張された。しかし、この実質的継続性の原則については、「正当な理由」があればこれを変更することができるが、この「正当な理由」についてはその意味の曖昧性を認められている。これら継続性の原則の全面肯定説(i)の学説に相当する)に対して、昭和三七年の商法改正後においても、立案関係者間において

は否定されていた(味村治「経営処理」経営法学全集一三八頁)。

以上の学説に対して、判例としては刑事判例であるが、サンウェーブ事件のそれがある(東京地判昭和四九年六月二九日)。同判決は、「従来一貫して流動資産については原価で、固定資産については減価償却後の価格で評価して来たものであるところ、企業がその財産の評価について一定の方法を採用しこれを継続していながら、ある時期において決算操作や決算紛飾のためにその評価方法を変更することは、たとえそれが法の認める方法であったとしても許されない」として、昭和三七年の商法改正前から、処理方法が紛飾決算のための変更である場合には継続性違反になるとの立場を明かにしている。この判例は正当性に当たらない場合として紛飾決算をあげているが決算操作がつねに正当性を有さないかどうかは今後議論の余地がある。この判例については、矢澤惇「継続性の原則とサンウェーブ事件刑事判決」商事法務六九五号一三頁(昭和五〇年)の解説がある。

ところで、昭和四九年の商法改正によって、先に述べたように、新しく商法三二条二項に「公正な会計慣行を斟酌すべき」旨の規定が設けられ、この改正案の審議過程において、継続性の原則も会計慣行の中に含まれる以上、継続性の原則に従って会計処理が行われるということが商法上適切である旨の答弁がなされている(中央会計事務所編「昭和四九年商法改正関係衆

参両院法務委員会議事録(抄)一九五頁)。

それゆえ、現在、実質的継続性の原則を肯定する見解が商法学説上支配的である。たとえば、鈴木竹雄「新版会社法全訂第一版」(昭和四九年)一八二頁では「企業会計原則は継続性の原則を採用しており、商法上公正な会計慣行の斟酌を要する以上これに従わなければならない」とされる。大隅健一郎「新訂会社法概説」(昭和五〇年)一四九頁もこの実質的継続性の原則の存在を肯定される。田中誠二「全訂会社法詳論」下巻七四九頁(昭和五〇年)、矢澤惇・前掲商事法務七六四号(昭和五二年)六頁も同じ立場にたつと思われる。なお、河本一郎「現代会社法」(新版)三五五頁以下では継続性の原則はこれを認めるが、継続性の原則違反は商法二九〇条違反をもたらさない。期間比較を可能にするためであっても、配当計算にとつては重要でないときれ独自の見解を示される。また、会計学者においても実質的継続性の原則を重視すべき旨の見解も多い(中村忠「現代会計学」(昭和五〇年)二〇〇頁、高田正淳「公正な会計慣行と継続性の原則」企業会計二五巻九号四六頁)。

これに対し、実質的継続性の原則を否定する学説もある。味村治「継続性の原則の現実」現代商法学の課題(中)鈴木竹雄先生古稀記念九九三頁は次のように主張する。(1)現行株式会社会計法は財産法を中心に組立てられており、いわゆる損益法の立場に変更されたものではなく、したがって、期間損益比較の維持を目的とする継続性の原則は明文がない以上、商法がこれ

を要求していると解することはできない。(2)この継続性の原則があるとするならば、正当な理由がないのに会計処理の方法を変更した場合には、取締役は商法二六六条の三第一項後段の責任を問われることがあり得るし、会計処理の方法を変更した結果、違法配当となるときは取締役の違法配当による損害賠償責任(商法二六六条一項一号)およびその刑事責任(商法四八九条三号)が問われうることになる。このことは以下の理由により認め難い。(a)商法の許容する方法の間で変更が行われた場合に取締役の民・刑事双方の責任が生ずると解することは、商法が二つ以上の会計処理方法を認め趣旨にそぐわない。(b)会計上の継続性の原則はその内容が必ずしも明らかでなく、ことごとのような理由が会計処理方法の変更について正当の理由とされるのが不明であって、これに法律上の効果を結び付けることは法的安定性を害する。(c)この原則は比較可能性の維持を目的とするが、計算書類の表示を工夫することによっても、期間損益の比較可能性を維持することができる。(d)株式会社の計算書類は株主総会の決議によって確定するので、正当な理由がなければ変更することができないとする拘束を株主総会に課すことになり、定款変更に比して非常に不当な拘束となる。以上四つの理由のほかに、納谷和男「継続性の変更に關する監査意見の実態」企業会計二六卷一〇号(昭和四九年)四七頁では、継続性の原則が会計実務上充分な理解のうえで運用されていないことを指摘している。すなわち、賞与引当金、事業税、未経過

費用の発生主義から現金主義への変更が企業会計原則に違反しながらも認められているのが実際であり、特別償却の実施、取り止め、価格変動準備金、公害防止準備金などの新設、取り止めなどいわゆる利益留保性引当金の新設、取り止めが税法上から容認されているのが実際であり、これに「正当の理由がない」との限定意見を付したのは一件のみであり、また、繰延資産の計上の取り止め、固定資産の耐用年数の短縮について継続性の原則違反としている実務取扱いを指摘し、一個の会計事実について会計処理の方法及びその規程が複数認められるのは、会計処理の方法が損益法の観点からのみ認められることなく、企業経理の堅実性または税負担の軽減のためとか(後入先出法の採用がそれである)、あるいは事務の簡便化のために認められるものがあり、その意味では損益法が保守主義または経理事務の簡便化のために譲歩している。それゆえ、個々の企業の実態、あるいはそれを取巻く経済環境の激変などによっていずれの処理方法の採用をもその合理性を認められているのが現代会計学ならびにその実務の事情とすることができる。このことは正当理由の意義とも深い関連を有することになる。すなわち、現在の株式会社会計法が期間損益計算の立場に立っているとの理解の下においては(この理解が商法学説上通説とは思われない。むしろ、損益法への移行の過程において財産法の立場をとる規定が残されており、その意味で財産法が色濃く残っていると見る立場が妥当であろう(西山・前掲七七頁))、他の立場

から損益法の立場への変更の場合のみを正当の理由による変更とすべきであろう。すなわち、低価法への変更、繰延勘定をしていない状態から繰延勘定をすることへの変更、後入先法から先入先出法への変更のみが認められることになる。

ところが、会計学説では右のように損益法の理念に合致する会計処理方法への変更のみを「正当な理由」として認めてはいない。たとえば、新井清光「継続性の原則と正当な理由」企業会計二六卷一〇号(昭和四九年)三一頁は、先入先出法から後入先出法への変更は保守主義の見地から正当化され得るし、その逆の場合は物の流れに合致した費用計算という因果主義または経済的事実の忠実な反映という根拠に基いて正当化されうる。とされ、変更理由は、それが会計学上認められている処理方法の枠内でなされる以上、正当理由と認められるとされる。したがって、会計処理方法の規程がそれぞれに正当理由と認められることは正当理由を極めて広義に解することになり、つまりは継続性の原則はないということを意味することになる。

このような学説を裏書きする会計実務の現状が指摘されている。すなわち、東京証券取引所に上場された商法監査適用会社であり、かつ証券取引法監査適用会社に関する久保幸年「「正当な理由」に基づかない継続性の変更は適法か——商法監査の実態分析に関連して——」商事法務七三四号一四頁では、証券取引法監査において「正当な理由」に基づかない継続性の変更が指摘されたものが、商法監査では適法意見とされている事例

があることが指摘され、「このことは継続性の原則の概念、とりわけその適用範囲が明確でないことに一因がある」と指摘される。そして、昭和五〇年三月から九月までの証券取引法監査報告書において継続性の変更が指摘された会社について、退職給与引当金の計上基準を発生主義から税法規程への変更につき、正当理由があるとされる。つまり、税法が会計処理の方法の変更の正当性を裏付ける場合があることを指摘されている(もっとも、久保氏は経済情勢の激変、会社固有の情勢の変化による場合を「正当理由」とされ、経営者の判断による変更は正当理由とならないとされ、会計学上認められた処理方法間の変更も正当理由による変更とはならないと結論される)。

要するに、①現行商法三二条二項の「公正なる会計慣行」の中にこの実質的継続性の原則があるにしても、株式会社社会計法の個別規定の中の財産法の立場ないし保守主義の立場に拠ると思われる規定を修正しなければならないと考える。たとえば、繰延勘定や引当金に関する規定について、これらのものを掲記する原則と掲記しない原則とがあると理解する会計実務がある以上、繰延勘定や特定引当金の計上を強制する規定に修正しなければならぬと考える。②また、この実質的継続性の原則を総則中に明規する場合においても、株式会社社会計法の個別規定を修正する必要があることは同様である。③第三に、継続性の原則を貫くことが期間損益計算の比較可能性を担保するため、あるいは粉飾決算を防ぐために必要であるとしても、「正当な

理由」を広く解することによって、この継続性の原則が無きに等しいことにならざるを得なくなり、したがって、会計学において、たとえば棚卸資産の評価方法ないし評価規準をなるべく少なくする必要があると思われる。現状のように、多くの評価方法がいずれも合理性を持つものとして認められる以上、優劣いずれともつけ難い評価方法間の変更がつねに正当理由による変更とされないと限らず、この変更の余地を狭くする必要はある。それとともに評価方法間の優劣についても会計学上の順位的格付けが同学上の課題として残ることになる。もちろん、その評価方法が企業の個性およびその企業を取巻く経済社会環境によって相対性を持ち、至難の事業であることは確かであろう。

以上のように、実質的継続性の原則が現行商法上認められると解するにしても、株式会社社会計法上の個別規定の損益法による統一的修正が立法上の課題として残り、もし、具体的な訴訟問題となった場合、これらの個別規定が右原則の例外規定として認められているのかどうか論争の種になることは必至であると思われる。そして、つぎに、判例法としてこの原則を確立したとしても、その変更の場合の理由の正当性をめぐって会計実務上の処理方法の適法性ないし合理性の問題に直面することになる。そこでは、もっぱら会計学上の判断が法律的判断を拘束する難かしい局面として展開されることとなる。

そこで、この継続性の原則を商法上明規した場合について考

察することとする。

この継続性の原則が株式会社社会計法の一般規定として機能することになれば、この規定に違反する会計処理方法を採用した取締役は直ちに法令に違反する行為をしたことになり、会社に対する責任が発生することになる（商法二六六条一項五号）。そして、この取締役の会社に対する責任はつねに代表訴訟（代位訴訟）による株主の責任追求の原因ともなり（商法二六七条）、会社荒しを防ぐより徹底した立法上の施策が望まれる。

また、この継続性の原則違反は直ちに計算書類の虚偽記載に該当するとして株主を含む第三者からの損害賠償が請求されることになるが（商法二六六条の三第一項）、この責任は無過失責任と解する立場が通説であることから、損害額の算定にかなり問題があるにしても、第三者独自の損害についてこれの賠償を求めるケースが多くなることが予想される。そしてまた、この継続性違反による計算書類の作成は「取締役の不正行為」となり、取締役はいわゆる責任の解除をうけなくなると考えられる（商法二八四条但書）。このほか、継続性の原則違反をなした取締役は法令違反として少数株主による解任の訴を提起されることにもなる（商法二五七条）。

同様に、監査役がこれら取締役の継続性の原則違反を看過したときは取締役と連帯して会社ならびに第三者に対して損害賠償の責任を負わなければならないことになる（商二七七条、二七八条、二八〇条）。そして、これらの責任のうち会社に対す

る責任については代表訴訟(代位訴訟)の提起が認められることとなり(商法二八〇条、二六七条)、訴訟提起の機会が従前に比して多くなることが予想される。さらに、取締役と同様に解任請求および解任の訴を提起されるケースも増加することと思われる(商二八〇条、二五七条)。

また、右に加えて、継続性の原則違反によって、継続性の原則が維持されたならば利益配当ができないにもかかわらず、この継続性の原則に違反した会計処理により配当可能利益を算出した場合には決算操作または粉飾決算の故意ないし過失のあるなしにかかわらず、商法二九〇条違反の違法配当の疑いが生じ、取締役の会社に対する責任問題が生ずることになり(商法二六六条一項一号)、したがって、この責任は株主の代表訴訟(商二六七条)提起の原因になる。ここで注目すべき点は右の違法配当に関する取締役の責任は無過失責任であるとするのが通説の立場であることから、継続性の原則違反のみの立証をもって、右の責任追求が極めて容易になされ得る点である。

そこで、訴訟においては、「正当の理由」による継続性の原則の変更であるか否かがその争点となるが、この「正当の理由」はすでに述べたように会計学ないし会計実務の分野における難解な問題である。棚卸資産の評価方法の変更、固定資産の減価償却の方法の変更、繰延資産、特定引当金、負債性引当金などの計上あるいは取り止め、計上方法の変更はつねにこの「正当理由」の有無によって適法か否か峻別されることになる

(とくに問題点の多い特定引当金につき、蓮井良憲「特定引当金について」民商法雑誌七八巻臨時増刊号(2)四〇〇頁以下、服部栄三「商法における特定引当金」企業会計二八巻二号参照)。

ところが、会計学ないし会計実務ではいろいろな会計処理方法が認められている。たとえば、棚卸資産の評価方法については、企業会計原則、つまり公正なる会計慣行において先入先出法、後入先出法、総平均法など、個々の企業にとって妥当と思われる評価方法の採用が認められている。この認められた方法間の変更は正当理由と考えられている。個々の企業の内部的事情、たとえば企業規模の拡大による簡便な評価方法への変更、あるいは企業を取巻く経済環境の激変、たとえば物価騰貴による評価方法の変更など、変更の必要性はつねに正当理由と認める必要があるからである。ところで、このような個々の企業の持つ内部事情、あるいはこの企業を廻る流動的な経済環境、これらのものを総合的立体的に勘案しながら、正当理由に関する法的拘束性をもつ判断を裁判所に要求することはかなり難しい問題であることを指摘しておかなければならない。

二 営業報告書の記載事項を法定すべきかどうか。特に記載すべき事項として、例えば、次のようなものについて、どう考えるか。そのほかどのようなものがあるか。

(一)重要な財産の得喪変更に関する事項

(二)株式・社債の発行等に関する事項

(三)自己株式等に関する事項

四子会社等に関する事項

(四)役員報酬に関する事項

(五)役員、支配株主等と会社との利害に関する事項

(六)従業員の数、給与総額等に関する事項

(七)公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生

じた問題及びそれに対して講じた措置に関する事項

(八)重要な寄附に関する事項

営業報告書は商法二八一条で、他の計算書類とともに作成が義務づけられており(同条一項三号)、さらにこれらの書類の定時総会への提出およびその総会での承認が義務づけられている(商法二八三条一項)。また、右の書類は定時総会の招集通知の添附書類として予め株主に発送することが義務づけられている(同条三項)。以上の現行法制よりみて、営業報告書は株主に対する前営業年度の業務報告を内容とする文書であり、貸借対照表および損益計算書が計数的に会社の財産の実態ならびに営業成績を明らかにするものであるのに対し、文言的にその内容を説明する文書である。つまり計数的な書類を解説する補助的文書であるとの立場(服部栄三・注釈会社法(6)二二頁)を採るにしても、あるいは営業報告書を文章による営業活動の報告であるとして、数字による計算表の形式をとる報告である貸借対照表および損益計算書に對置させる立場に立つにしても(星川長七「株式会社における経営情報の開示—営業報告書を

中心として—」法律時報四一巻一号四六頁)、所有と経営の分離の著しい株式会社の実態に即し、所有者たる株主に会社の経営の実績を文章をもって開示することを主たる目的とするものであり、会社と直接利害関係を有する会社債権者に営業の実態を開示することは従たる目的にすぎない(商法二八二条二項)。

ところで、株主および会社債権者への開示手段として、営業報告書の存在理由があるが、現行商法はその開示内容について全く規定せず、ただ監査役の監査をうけることを義務づけ、監査役に監査報告書の内容が真実であるか否かについての報告義務を課しているにすぎない(商法二八一条の三第二項五号)。

したがって、実際には、営業報告書は他の計算書類の序章的地位を占めるに過ぎず、営業概況を僅か五、六行にまとめたものにすぎないものもあり、これすらも現行商法上は有効とされ総会で承認されているのが現状といわれている(横田正雄「新しい営業報告書の様式と内容」商事法務六三五号二頁(昭和四八年))。そこで、営業現況を文章をもって開示し、かつ説明するため、営業報告書の雛型を作成することの要望が強まり(前掲横田論文も同様な趣旨を内容としている)、昭和四八年一〇月全国株懇連合会でそれが作成されるにいたった(南忠彦「商法改正案による新しい営業報告書の記載内容について」商事法務六五二号(昭和四八年)一〇頁)。それは、①営業年度の業績を前営業年度との比較のうえで重点的に数値をあげ記述

する。②重要資産の取得、譲渡を記述する。③新株発行、技術提携、特異事情の発生について記述する程度を内容としており（B5版二頁程度）、この程度にまとめたことは総会前株主に郵送すべき文書としては概ね妥当とみるべきであろう。

ところが、石油ショックを契機に、企業の社会的責任が喧伝されるようになり、したがって、この営業報告書の目的も株主並びに会社債権者に対する企業ないし営業内容の開示に限定することなく、投資家のみならず、従業員、消費者あるいは地域社会住民への開示へと拡張すべきであるとの主張が有力になった。そこに冒頭掲記の(四)の事項などが営業報告書の記載事項として法定さるべきか否かが問題とされていると思わされる（蓮井良憲「企業の社会的責任と営業報告書の在り方」企業法研究二四七輯二頁以下参照）。このような事項が株主、会社債権者のみならず、消費者、地域住民への社会的責任の履行報告のためには有意義であることは勿論である（なお、株主へのこれらの開示は株主提案権とも関連があり有意義である）。しかしながら、これらの事項が商法上固有の意味での営業報告書の記載事項とすべきであるか否かは別問題である。ただし、これらの法定事項の増加は株主への送付書類の量的増加をもたらし、技術的経済的に企業がこれに耐え得るか疑問であり、また、現行法上、営業報告書は附属明細書とともに本店に備置され総会の一週間前から株主および会社債権者に開示されるからである（商法二八二条）。附属明細書の記載事項が冒頭に掲げられた法定

事項と重複する場合、この附属明細書に掲記することが妥当な事項についてはむしろこれに譲ることが望ましく、双方に同一事項を記載事項として法定すべきではないと考える。それは、営業報告書は本来の意味での商法上の商業帳簿ではないとする見解が通説であることから（鈴木・前掲書一六八頁）、これを計算書類から除外して附属明細書の方に集中掲記する方途を選択すべきではないかと考える（「企業会計法の研究(完)」(座談会)企業会計二八巻七号一〇〇頁江村発言)。これに反対の見解として前記星川論文がある（星川・前掲五一頁）。ただし、これは企業の社会的責任が喧伝される以前のものゆえ(四)の項目は挙げられていない。これも附属明細書に金額明記のうえ掲記する方が妥当と思われる（なお、営業報告事項の検討については、蓮井良憲「営業報告書についての一考察」企業法の研究(大隅先生古稀記念)一六九頁以下参照)。

右の商法上の営業報告書のほかに、実際には総会終了後各株主に送付される事業報告書なるものがある。これは商法上規定のないものであるが、会社で定時総会終了後、総会の決議内容報告書とともに送付する慣習上のものといわれている。この事業報告書は、商法二八一条の営業報告書が取締役の株主総会へ提出する「案」であるのに対し、総会で承認された営業報告書として株主に報告する形でなされるものであるが、商法上のものでないため俗にPR用として用い商法上のそれと区別しているのが現状であるが、商法上の営業報告書とその内容は大同小

異であり、株主總會、庶務事項、株式事項を除きほとんど変らな
 いのが実情である。そこで、株主、会社債権者のみならず、一
 般消費者、地域住民に対する会社ないし事業活動の積極的な開
 示を目指すならば、会社製品の製造原価の開示、製造物責任の
 履行の開示、公害防止に対する会社の積極的施策、およびこの
 紛争処理に対する会社側の対策、あるいは地域社会ないし広域
 に対する公共的ないし社会的施設の設置などの社会奉仕の実績
 および計画などを開示する必要があると思われる（青柳Ⅱ神崎
 Ⅱ佐藤Ⅱ広田Ⅱ水田「企業の社会的責任をめぐる新しい営業報
 告書の在り方」（座談会）商事法務六五一号（昭和四九年）四
 頁）。その意味から、同じく全国株懇連合会で作成された事業
 報告書（営業報告書）雛型はおおむね妥当といえるが、製造原
 価開示の項目なども加えて一層開示の徹底を期す必要があるよ
 うに思われる（南・前掲資料2参照）。なお、この事業報告書
 の新しい傾向については、編集部編「株主總會をめぐる最近の
 傾向と特色―五月定時總會を振り返って―」（商事法務六三五号
 一七頁）にその内容の紹介と分析が掲載され有意義である。

この事業報告書を会社が専らPR用にこれを作成し、社会的
 責任免脱の贖罪符の利用をなす危険も予想されることから、そ
 の記載内容の真実性が担保される必要性があり、このため、取
 締役に対する過料の制裁は勿論のこと（商法四九八条一項一九
 号）、商法上の営業報告書と同じく監査役の監査をうけること
 を義務づけ、さらに商法二六六条の三によって直接第三者が取

締役の責任を追求できるような立法政策が望まれる。

このほか、矢澤博Ⅱ河本一郎ほか「株式会社計算公開（会
 社法改正に関する問題点の研究―座談会）」（商事法務七〇八号
 二頁）において、支配株主の概念、子会社の概念が問題として採
 り上げられている（計算規則四五条参照）。支配株主につき、
 内部者取引との関係、あるいは独禁法との関係において事業報
 告書型に掲載される主要株主としての意味で広義に使用され
 るべきでありまた、子会社の意義も企業の社会的責任が強調さ
 れる昨今の時勢においては商法上の子会社の概念より広く、実
 質的な支配・被支配の立場からこれを考えるべきと思われる。

三 計算書類の公示・公開方法について改善すべき点がある
 か。

(一) 貸借対照表の公告のほかに、計算書類の一般公衆への開示
 方法を改善すべきであるとする意見があるが、どうか。どのよ
 うな方法があるか。

(二) 貸借対照表の公告は資本金または総資産の額が一定額以上
 の会社に限って、これを義務づけるものとし、その際、貸借対
 照表のほかに、損益計算書も公告すべきものとする意見がある
 がどうか。

貸借対照表の公告を義務づける場合、資本金または総資産の
 額が一定額以上の会社に限るとする考え方は、現行会社法にお
 いてすべての株式会社がこの公告義務を課されているにもかか
 わらず（商法二八三条三項）、これを実行していない会社が多

数存在するという現実に適合させる点にある。すなわち、この公告義務を遵守している会社は一〇パーセントに満たないという実態調査の結果が報告され(会社規模研究会「小規模会社の法的実態」神戸法学雑誌一四卷一号一七七頁)、別の資料によれば一パーセントにも満たない数字が公表されている(竹内昭夫「現代における企業組織と法」四九頁)。このため、この公告義務を一定規模以上の株式会社に義務づけ、実態に即した法運用を考慮したものと評価すべきである。この問題は本来今日の改正で同じく問題となっている資本金の最低限の引上げで解決すべき問題であるが、この抜本的問題解決が早急には不可能である現状に鑑みれば、最低資本金限度額と思われる額に見合った規模の会社にこの公告義務を課することが妥当であろう。

そして、これらの公告義務のほかに、すべての株式会社に登記所に対する計算書類の提出義務を新たに課されるべきであるとの提案がなされている(矢澤Ⅱ河本ほか・前掲座談会一頁)。この提案は①計算書類の提出のない会社はいわゆる休眠会社として登記所においてこれの登記を抹消し(職権解散という表現が使用されている)、従来の休眠会社の整理に代え、②この登記所において株主および会社債権者、さらに一般公衆に対しても閲覧を認め、これによって開示を強化する点にある。

しかし、登記所において閲覧を認めるにしても、貸借対照表および損益計算書の備置が本店所在地の登記所に限られるならば、この開示方法も地域的な制約があることになり、したがっ

て、これらの書類は登記所における開示とともに、公告専門誌などによって開示義務を強化する必要がある。ただし、この専門公告誌は一定の会社規模以上に限られるべきであり、時事に関する日刊紙による公告は任意的なものにすべきと思われる。なお、貸借対照表および損益計算書の登記所への提出義務はすでに具体的な立法化の過程にあるが(「商法の一部を改正する法律案要綱」商事法務二三四号一〇頁)、もっぱら、施設的な面で改正が見送られているのが現状である。

なお、これら計算書類などは証取法で要求される有価証券報告書の内容と重複するため、その流用が大蔵省等により考慮しているようであるがあらゆる利用者の需要に応じうる多目的な開示資料を作成するよりも、利害関係人それぞれの立場からの需要に応じうるような個別的な開示資料の作成の方向に向うべきであるとの主張もある(渋谷光子「企業経営の公開」ジュリスト五七八号(昭和五〇年)一五〇頁)。

(株式会社の計算・公開の項・未完)

蓮井良憲

梶山純